

議題提案書

(1) 基本情報

議題種別	報告事項
議題名	NGO スタディプログラムにおける合理的配慮の有効性について
提案者の氏名	田丸敬一郎
提案者の所属	特定非営利活動法人 難民を助ける会 [AAR Japan]
提案者の役職	プログラム・コーディネーター

(2) 議題提案の背景

令和7年度のNGO スタディプログラムにおいて、当会から視覚障がいのあるスタッフが応募する際、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づく合理的配慮（注1）の一環として、介助者の同行を認めていただいた。併せて、介助者の渡航費、日当、宿泊費等についても予算計上が可能となった。本連携推進委員会では、これら合理的配慮の有効性について報告したい。

合理的配慮とは、障がいのある人が他の人と同じように学び、働き、社会に参加できるようにするため、過度の負担にならない範囲で、個々の状況に応じて環境や対応を調整することを指す。先駆的な事例としては、国際協力機構（JICA）は、NGO が実施する「草の根技術協力事業に係る経理ガイドライン」における「業務従事者等の合理的配慮に係る経費の取扱い」に関する規定を設けており（注2）、合理的配慮に必要な費用を、草の根技術協力事業予算とは別に確保・拠出するなどの対策を講じている。

(3) 議題の論点（連携推進委員会で議論したい点）

令和7年度のNGO スタディプログラムにおいては、介助者が同行したことで、限られたスケジュールの中で、国連機関およびNGOの職員、障がい当事者団体の代表者等、各方面の関係者から極めて貴重なご示唆を賜うことができた。今回のように、視覚障がい者が不慣れな出張先で単独で待ち合わせ場所まで移動することや、インタビュー時に記録を残すことには一定の困難を伴う。こうしたことから、障がい当事者が効果的に調査を実施するためには、介助者の存在が不可欠である。今後、外務省日本NGO連携無償資金協力（N連）等が実施する事業において、包摂性や多様性への配慮を一層推進し、より効果的に事業を展開していくためには、障がい当事者が主体的に参加できる環境の整備が不可欠である。そのためにも、介助者の同行を含む合理的配慮を提供することが重要となる。併せて、事業全体の予算を圧迫することのないよう、合理的配慮に関する予算をあらかじめ計上・確保することが望ましいため、別予算からの費用計上の可能性についても今後提起していきたい。

また、今回当会スタッフが介助者として同行したことにより、視覚障がい者のニーズや日常生活の実態を把握する契機となった。このことは、障がいの主流化・インクルージョンを推進する観点からも意義深く、今後の事業展開において有益な示唆をもたらすものとなった。

(4) 出席を希望する外務省部局または担当者
外務省国際協力局 NGO 協力推進室

（注1）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
第五条 社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備

https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000065#Mp-Ch_1-At_5

第七条 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止

https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000065#Mp-Ch_3-At_7

(注2)「草の根技術協力事業に係る経理ガイドライン」内 p.47「障がいのある業務従事者に係る経費の取扱い」

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/kusanone/icsFiles/afield-file/2024/06/27/GuidelineC202406.pdf>

【障がいのある業務従事者に係る経費の取扱い】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、合理的配慮を要する業務従事者が業務を実施するために必要となる場合、直接経費（及び直接経費に紐づく間接経費）について事業提案金額とは別枠で経費計上を認めますので、「事業提案書」提出に際して提案してください。契約交渉にて協議・確認します。

以下は想定される経費の事例です。

1. 該当業務従事者の航空券クラスのアップグレード費
2. 介助者の航空賃
3. 介助者の日当・宿泊料
4. 特殊車両の借上げ

なお、契約締結後、当初想定していない直接経費が発生するものについては、受託者からの申入れに応じ、その必要性和金額を打合簿にて確認したうえで、契約変更手続き等で対応します。

以上